

過誤申立についてよくある質問

Q 1 過誤申立書の提出〆切日はいつか？

A 1 毎月 20 日（土日祝日の場合は前倒し）としています。

Q 2 過誤申立書の提出方法は？

A 2 窓口、郵送、FAXいずれでも構いません。

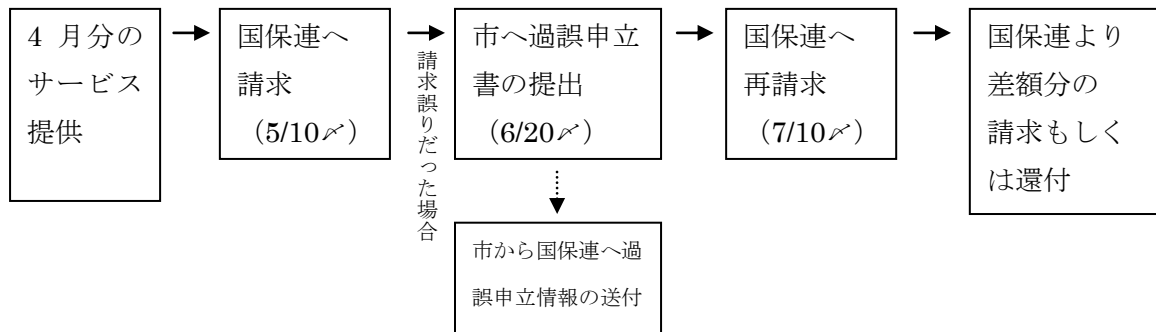
Q 3 添付書類は必要か？

A 3 必要ありません。

Q 4 同月過誤（過誤申立と請求を同月処理できるように行うこと）は可能か？

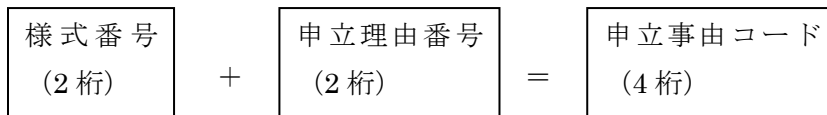
A 4 可能です。ただし、市で過誤申立処理できるのは、最短で 2 カ月前のサービス提供分からとなります。

一般的な流れ



Q 5 申立事由コードがわからない。

A 5 申立事由コードは様式番号（サービス種類による 2 桁）と申立理由番号（2 桁）の組み合わせとなっています。コード一覧を参照の上ご記入ください。



Q 6 返戻となった請求は、過誤申立が必要か？

A 6 必要ありません。過誤申立は、誤った請求が通ってしまった場合に必要な手続きのため、返戻（請求が通っていない）場合は、そのまま再請求が可能です。

Q 7 一度通った請求を修正したい。過誤申立が必要なのか、修正で請求し直せばいいのか？

A 7 修正したい内容によって違います。判断がつかない場合は、請求先の国民健康保険連合会に確認してください。

問い合わせ先

東久留米市役所介護福祉課介護サービス係

電話番号 042-470-7750（直通） FAX 番号 042-470-7808